



各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集計検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
<p>○食の安全性の確保については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に連やかり取り組まれることを要する。</p> <p>○お灸、アロマ、除去食の取り違えといった問題は、給食調理が施設内であるか外搬入であるかを問わず発生し得るものであることから、本邦実地に係る外搬入への許可に限らず、施設内における調理委託も含めた食の安全性の確保と対応検討が必要である。</p>	<p>【特約員】 ○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は従うべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の原則は、サービス水準の切り下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の発着でないが、国が全国一律に決めている基準等地方自治体から決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜外搬入の導入（条件緩和）に向けた考え方＞ ○保育所・外搬入の導入時期に関しては、外搬入によって、アレルギー体質児や一時入所などの特性に合った適切な食事の提供や育児について、適切な対応ができなくなるから、その対応に慎重に検討する必要があるが、要件を満たせば、外搬入を認めてよいのではないかと。</p> <p>＜構造改修特設区画・調査委員会公表された調査の結果について＞ ○児童発達支援センターにおける外搬入について、「アレルギー除去食の取扱い」が、調理や配膳、食事提供の工程で実施できないから認められないが、自治体でできると、外搬入であれば、食事提供に関する事項についての安全対策は必要であり、事故発生時の対応や事故処理の観点から、外搬入そのものに関する検討が必要とされているのであれば、それは認ずるべきではないかと。</p> <p>＜構造改修特設区画の今後の議論スケジュールと全国展開の是非＞ ○保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から（認定こども園については平成27年）構造改修の特設区画が認められるなど、特約措置が認められてから既に5年以上経過し、実証期間は十分経過しているといえるものもあり、外搬入の全国展開について検討の余地があるのではないかと。</p> <p>○更に、全国展開が困難であり、引き続き実証事業において特約措置を講ずるという評価結果となる場合でも、外搬入を実施する場合の調理方法や搬入方法、食育の方法や保護者の支援方法についての検討が必要とされ、実証事業を進める上で外搬入を認める必要と認められる場合もあるのではないかと。また、次の評価を行う際には、外搬入による効果や影響が適切に把握できるように実証調査を行う必要があるのではないかと。</p> <p>＜今後の検討スケジュールについて＞ ○児童発達支援センターにおける外搬入については、第1次ヒアリングにおいて前向きな御意見をいただいたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。</p> <p>＜総論＞ ○上記で指摘した事項については、構造改修特設区画の調査・調査委員会においても議論を進められているが、調査委員の検討責任であるもののほか、地方分権改革推進委員会に対しても、上記指摘への明確な回答を求め、早急に検討、結論いただきたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (10)児童福祉施設等の普及促進に関する基準(昭23厚生令第6号)のうち、食育の普及に関する規定については、以下のおおとする。</p> <p>○児童福祉施設における食育の提供(同令第18号)のうち、児童発達支援センター(昭23法164)については、児童発達支援センターにおける食育の外搬入に関する構造改修特設区画を設ける調査・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>○指摘のとおり、保育士等の配置基準が厳格化になることにより、公営施設の運営等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設運営者や園長らによる、提案しているため、保育事業が同等が認められた場合と見て、運営費に人員数増加が少く費用に差が出る場合でも、配置の特例を考慮すべきことをきめ細かく検討したい。</p> <p>○当面において請求事務が負担になることについては、特約措置を講ずるべきことと、町民に安定した保育サービスを提供するが、やむを得ないとする。</p> <p>○保育士等の勤務時間については、本提案は特約措置実施時のみ配置基準の緩和を求めているが、日本に必要な保育士数は減少しないとの、道徳を込めたいと考える。また、同じく事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で特約措置を適用して受け入れたいところ。事業者の収入の大幅な減少は考えられない。</p> <p>○指摘の確保の確保については、多岐にわたる課題が顕在化していることや確保体制の確保が困難であること、地域として、転入することにより一時的に保育の提供を要する児童の発生を抑制すること、さらにもっと必要が認められることから、事業が受け入れたいだけの実施主体ではないため、現行の保育所を活用したいと考えている。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は従うべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の原則は、サービス水準の切り下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の発着でないが、国が全国一律に決めている基準等地方自治体から決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の提案を早急に実現したい。</p>	<p>○特約措置を適用できる地域を確保し、上掲の保育の質を確保するための条件に照らして認めるとすれば、保育の質を確保すべきではないかと。</p> <p>○特約措置を適用できる地域(例) ①既に特約措置が発行している。又は実証事業の導入を受け入れたい場合、特約措置が発行すべからざる。</p> <p>○保育の確保(例) ①調査、調理、食生活等に関する施設や設備が不足する体制の確保 ②児童発達支援センターの整備が完了している体制の確保 ③保育士の確保(例) ○特約措置の適用について短期間とし、進捗が遅い場合は廃止を要する(例:年度当初初2年度フルタイム(保育士名)を18名(18名)に追加導入する場合は、年度後半の最終3か月に3人までを認める。必ずしも定額削減の対応を要するわけではない)ではないかと。</p> <p>○男女別、保育所が利用人員の20%を超えて、児童を入所させた年度に超過した場合は、定額削減の対応が要しているが、平成28年度の児童発達支援センター向け緊急的に対応する策として、以下の特約措置を認める。超過期間の発生しない場合は、廃止を要しないこととする。</p> <p>○保育士が不足する地域を認められたいが、その条件については、提案団体としては、特約措置実施時のみ配置基準の緩和を求めるとしており、このようにしたから、日本に必要な保育士数は減少しないとの、道徳を込めたいと指摘されている。</p> <p>また、同じく事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で特約措置を適用して受け入れたいところから、事業者の収入の大幅な減少は考えられ、少なくとも町民と事業者との合意を前提とするべきではないかと。</p> <p>○提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を認めてもらうという実態や、地域区分が自治体町界より狭く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワークと連携し、保育士確保に努め、十分な確保が可能な事業が、このように町民に頼らざるを得ない切実な状況に陥りやすくあり、直ちに再検討を求める。</p>	<p>○保育所の運営費確保のうち、人員配置基準については、保育の質を向上させる上で特に重要なものがあり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を厳格化することについては、これまでのように保育事業の運営費が確保されることが前提となる。市町村により配置基準の取扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することについては、保育の確保の観点から対応は困難である。</p> <p>○1.10年度で廃止していたが、配置基準を厳格化することにより、「年度当初初2年度フルタイム(保育士名)を18名(18名)に追加導入する場合は、年度後半の最終3か月に3人までを認める。必ずしも定額削減の対応を要するわけではない)ではないかと。</p> <p>○男女別、保育所が利用人員の20%を超えて、児童を入所させた年度に超過した場合は、定額削減の対応が要しているが、平成28年度の児童発達支援センター向け緊急的に対応する策として、以下の特約措置を認める。超過期間の発生しない場合は、廃止を要しないこととする。</p> <p>○保育士が不足する地域を認められたいが、その条件については、提案団体としては、特約措置実施時のみ配置基準の緩和を求めるとしており、このようにしたから、日本に必要な保育士数は減少しないとの、道徳を込めたいと指摘されている。</p> <p>また、同じく事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で特約措置を適用して受け入れたいところから、事業者の収入の大幅な減少は考えられ、少なくとも町民と事業者との合意を前提とするべきではないかと。</p> <p>○提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を認めてもらうという実態や、地域区分が自治体町界より狭く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワークと連携し、保育士確保に努め、十分な確保が可能な事業が、このように町民に頼らざるを得ない切実な状況に陥りやすくあり、直ちに再検討を求める。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (11)保育所に関する保育士の配置基準(児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生令第3号)第2条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が厳格化する場合の措置については、児童の発達や健康への観点から検討した観点も踏まえながら、平成30年度に地方公共団体・認定こども園等に実施を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準を厳格化したことによる事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成28年度中に実施することとし、保育士・保育所支援センターへの支援を通じて、地方公共団体の保育取組等の確保を支援する。</p> <p>(20)幼保連携型認定こども園に関する保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(昭18法77) (1)幼保連携型認定こども園における保育士の配置基準(幼保連携型認定こども園の施設設備、設備、取扱いに関する基準(児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生令第3号)第2条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が厳格化する場合の措置については、児童の発達や健康への観点から検討した観点も踏まえながら、平成30年度に地方公共団体・認定こども園等に実施を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準を厳格化したことによる事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成28年度中に実施することとし、保育士・保育所支援センターへの支援を通じて、地方公共団体の保育取組等の確保を支援する。</p> <p>(関係府省:内閣府及び文科省)</p>
<p>○最低基準の重要性については十分承知しているが、特約措置数は少なれば良いというものはなく、たとえ人員の特約措置であっても保育所に入所できるかできないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、特約措置を有効に活用する必要があると考える。</p> <p>○当面において保育士不足の解消に際しては、保育の質を確保することを前提として、若い世代の状況の中で最善の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行っていき、将来的に本邦保育が急変・減少する中で、さらに施設整備を進めるとして将来負担を増加させないことを要する。特約措置を必要とする。4年ほどは必要と見られ、短期間の策への対応のために、転入することや道徳を込めたい。また、地域の安い地方都市と見たい。特約措置は地方都市でも発生する可能性があるが、地方自治体や保護者により、道徳の道徳としての対応を要する。全国一律の基準であるが、各市では、保育施設で保育費、ほかに園下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や園舎併用により園々の児童の遊遊を確保することが可能であること、基準を緩和したことで保育の取扱いがしやすい。特約措置を受け入れたいところ。地域の実情に応じて、道徳の道徳を込めたいと認めたい。</p> <p>○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業は保育士が少なく、人口減少が進むことで将来性が無いため、現在のところ導入事業者は少ないため、事業の活用ができない。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は従うべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の原則は、サービス水準の切り下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の発着でないが、国が全国一律に決めている基準等地方自治体から決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○本提案は、新たな特約措置を求めているのではない。現行認められている特約の地域要件、特約措置の発着時期、希望する市町村でも活用できるという、緩和を求めたいという点、現行の保育の活用期より、十分な安全確保が実現し、保育の質を確保するための条件に照らして認めるとすれば、保育の質を確保すべきではないかと。</p> <p>○認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」としての特約が認められていないが、直ちに認めべきではないかと。</p> <p>○特約措置は平成21年度に導入して以来、現行で、特約措置が着したのに対し、現行では特約措置が着している。特約措置の発着は、平成21年度末から特約措置期間が経過するまでの「特約期間」とすべきではないかと。</p> <p>○特約措置の実現は、都市部における特約措置「取扱い」の問題ではなく、市町村自らによる調査と材料費と長期的コストをどう扱うのか、地方都市で深刻な問題である。地方都市や現行市町村の合併や「安定的財政運営の観点から、一部の地域要件の緩和を設計すべきである。</p> <p>○地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育の実施主体を認めてもらうという実態や、地域区分が自治体町界より狭く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワークと連携し、保育士確保に努め、十分な確保が可能な事業が、このように町民に頼らざるを得ない切実な状況に陥りやすくあり、直ちに再検討を求める。</p> <p>○提案団体の保育所では、保育士の確保に悩んでいる一方で、児童の移動、保育士の確保の面で、保育事業に活用できている。このように状況は、両面から緩和を要するべきではないかと。</p> <p>○提案団体の保育所では、保育士の確保に悩んでいる一方で、児童の移動、保育士の確保の面で、保育事業に活用できている。このように状況は、両面から緩和を要するべきではないかと。</p>	<p>○児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。</p> <p>○自治体への事業に対する評価については1次調査で記載させていただいたとおりであるが、特約措置実施時のみ配置基準を緩和する必要があることについては、児童の発達や健康への観点から検討した観点も踏まえながら、平成30年度に地方公共団体・認定こども園等に実施を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準を厳格化したことによる事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成28年度中に実施することとし、保育士・保育所支援センターへの支援を通じて、地方公共団体の保育取組等の確保を支援する。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (11)保育所に関する保育士の配置基準(児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生令第3号)第2条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が厳格化する場合の措置については、児童の発達や健康への観点から検討した観点も踏まえながら、平成30年度に地方公共団体・認定こども園等に実施を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準を厳格化したことによる事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成28年度中に実施することとし、保育士・保育所支援センターへの支援を通じて、地方公共団体の保育取組等の確保を支援する。</p> <p>(20)幼保連携型認定こども園に関する保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(昭18法77) (1)幼保連携型認定こども園の施設設備、設備、取扱いに関する基準(児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生令第3号)第2条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が厳格化する場合の措置については、児童の発達や健康への観点から検討した観点も踏まえながら、平成30年度に地方公共団体・認定こども園等に実施を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準を厳格化したことによる事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成28年度中に実施することとし、保育士・保育所支援センターへの支援を通じて、地方公共団体の保育取組等の確保を支援する。</p> <p>(関係府省:内閣府)</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月9日閣議決定) 配内方針
見解	補足資料	見解	補足資料		
<p>大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、枚田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても特例児童が発生しており、特例児童の解消は都府県庁の課題ではない。また、土地の価格が高騰し、高く保育需要の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と郊外の理由があると考えられている。</p> <p>現状の特例対象は「[平成29年4月1日現在で特例児童100人以上で前年4月1日現在で住宅地公営施設の平均値が3大都市圏の平均値を]とされているが、三大都市圏の住宅地公営施設の平均値をみれば、大阪府内の住宅地公営施設の割合を下げ平均値が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。</p> <p>また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり(保育所991に対して、幼保連携型認定こども園43)、幼保連携型認定こども園も対象となれば移行しやすくなる可能性があると考えられている。</p> <p>また、直前・直前後にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施しても不足している現状があることから各自治体が考慮している。</p> <p>なお、面積基準の緩和を実施している大阪府では、これによってならんから不都合が生じているとの報告を受けている。</p>		<p>【全国知事会】  特例の留意事項は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「確保」が認められているが、例外的な条件・地域限定的となっているため、地域の課題に即した対応が必要となっている。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を重層的に拘束するものであり、国が設定する「従うべき基準」に真に必要場合に設定されるべきとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。国は、「従うべき基準」とする理由として「不足」がある。現場では特例を活用しにくい状況であり、「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成するためのものがある。</p> <p>【国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない、移行認められている特例の地域条件を、特例児童発生が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求め提案しているにすぎない。</p> <p>○ 現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念は解消されるのではない。</p> <p>○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直前に認めるべきではないか。</p> <p>○ 特例児童は平成27年度まででなくなり、現場では特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況である。</p> <p>○ 政府としては「平成31年度末」から特例児童問題が収束するまでの「過渡期間」とすべきではないか。</p> <p>○ 現場の要望では、3大都市圏の住宅地公営施設の3大都市圏の平均を超える必要があるが、実態的な配慮が不可欠である。ほんご事業団の市外へ施設を活用できず、特例児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果的であるとされている。大阪府のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、条件を見直すべきである。</p> <p>また、市町村の規模によらず特例児童100人以上の基準とすることは、現下の深刻な保育需要を踏まえれば、非合理であると考える。見直すべきである。</p> <p>○ 例えば、現行の特例児童要件を「特例児童が発生している地域」、地域条件を約7方向下げることで、「[特例児童解消に向けて緊急に対応する施策について]の対応方針(平成29年4月7日閣議決定)」の緊急対応の対象となる全ての市町村で活用できるようになり、特例児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場からして、真摯に検討すべきである。</p> <p>○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、特例児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に連した物件が少なく、設置するにしても3年程度はかかる。特例児童は発生してもよいが、緊急対応を求めている。</p>	<p>○ 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を確保し、(1)児童福祉法(昭和25法164)  (2)保育所設置の促進に関する法律(児童福祉施設の設置及び運営に関する法律(昭和29年令第3)23条)に従って保育を確保し、(3)保育所(児童福祉法(昭和25法164)第24条)に定める人員配置や設備についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、特例児童問題は保育の質を確保しなくてはならないと考えている。</p> <p>○ 特に、特例児童数、地域等の観点から保育の受け皿確保の観点において責任を担う自治体であっても、児童を越える面積基準を設定し、様々な創生工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、その受け皿の確保を促す限りでは「従うべき基準」ではない。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉え、必要に応じて面積基準を踏まえて、特例児童問題の解消に向けた施策を推進し、その結果に基づいて必要措置を講じている。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府)</p>	
<p>保育所において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各地域とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ローテーションでの人材確保や、民間委託・応急への人事の確保、定時保育給食等の民間団体を通じた人材の確保の打探など、様々な手法で人材の確保を図っております。</p> <p>「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成するためのものがある。</p> <p>【国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、実現ができていないとの報告を受けている。</p>		<p>【全国知事会】  「従うべき基準」については、条例の内容を重層的に拘束するものであり、国が設定する「従うべき基準」に真に必要場合に設定されるべきとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。国は、「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成するためのものがある。</p> <p>【国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、実現ができていないとの報告を受けている。</p>	<p>○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の確保を講じた場合に限り認めるとすれば、保育の質を確保できるのではない。</p> <p>【特例を適用できる地域条件例】  ①園児・児童数が増加している。又は年度途中の入所を受け入れない場合、特例児童が発生する可能性がある。  ②園児の支援メニュー等による人材確保を講じている。保育士の確保が難しい。  ③園長、副園長、主任保育士の施設内職員が支援できる体制の確保  ④運営管理職員から適切な指導を受けられる体制の確保  ⑤保育の質の確保が保育士の配置基準よりも手厚い配置  ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初2歳児クラス(保育士名)児童18名)に追加受け入れできるは、年度最後の最終3か月に入所で受け入れられ、必ずしも必要経路の取り止めを要しないものではない。</p> <p>※例外は、保育所が利用人員の120%を超えて、児童を入所させた期間2年度間継続した場合は、定時保育の確保が難しいが、平成29年度末の特例児童問題に対する緊急対応の対応策に限り、現下の特例児童問題を認め、超過期間が5年度以内であれば、業務継続されたいと考えている。</p> <p>また、同様して事業者等の不安定化を恐れ、現状の保育士等の人数が特例児童を追加で受け入れることから、事業者の人数の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とするべきではない。</p> <p>○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育の実施主体を認めて身がかりな業者や、地域型が活用市町村が、保育施設、資格取得助成金、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努め、十分な確保がでない限り、このような事例も認めるべきである。</p>	<p>○ 自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や設備についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。特例児童問題は保育の質を確保しなくてはならないと考えている。</p> <p>○ 責任を担う自治体であっても、児童を越える面積基準を設定し、様々な創生工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、その受け皿の確保を促す限りでは「従うべき基準」ではない。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉え、必要に応じて面積基準を踏まえて、特例児童問題の解消に向けた施策を推進し、その結果に基づいて必要措置を講じている。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>	<p>【厚生労働省】  (3)児童福祉法(昭和25法164)  (1)保育所設置の促進に関する法律(児童福祉施設の設置及び運営に関する法律(昭和29年令第3)23条)に従って保育を確保し、(2)保育所(児童福祉法(昭和25法164)第24条)に定める人員配置や設備についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、特例児童問題は保育の質を確保しなくてはならないと考えている。</p> <p>○ 特に、特例児童数、地域等の観点から保育の受け皿確保の観点において責任を担う自治体であっても、児童を越える面積基準を設定し、様々な創生工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、その受け皿の確保を促す限りでは「従うべき基準」ではない。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉え、必要に応じて面積基準を踏まえて、特例児童問題の解消に向けた施策を推進し、その結果に基づいて必要措置を講じている。</p> <p>また、配当基準等を満たさなかった事業者に対する監査指導の取れについて、適切な平成29年度中に実施するに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通して、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>
<p>現在発生している特例児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。</p>		<p>【国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			
<p>現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置(第97条)では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も認められる。園全体における職員配置(第96条)では、基準上必要な人員の1/3以上「知事が認める者」が認められていない。</p> <p>1/3で求められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを遅らせるようなケースが出てきているのが各時間帯における職員配置を満たしているのならば、園全体における職員配置を確保しても保育の質は維持されると考える。</p> <p>また、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配当基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、保育支援員は、国が「知事が認める者」として国も想定している子育て支援員よりもさらに訓練研修・OJ・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。</p>		<p>【全国知事会】  「従うべき基準」については、条例の内容を重層的に拘束するものであり、国が設定する「従うべき基準」に真に必要場合に設定されるべきとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。国は、「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成するためのものがある。</p> <p>【国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準95条は、幼稚園、小学校教諭、養育教諭に保育士に代えて配置することができるが規定している。また、同基準第23条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については超過保育員が保育士と同等の知識及び経験を有する認められる保育士とみなすことができる旨を規定している。</p> <p>○ なお、保育士が実施すべき業務が「保育実員員」に代替させることとするの提案であるとしても、保育の質の確保の観点から適切な措置を講じていくべきである。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>	<p>○ 児童福祉法(昭和25法164)  (1)保育所設置の促進に関する法律(児童福祉施設の設置及び運営に関する法律(昭和29年令第3)23条)に従って保育を確保し、(2)保育所(児童福祉法(昭和25法164)第24条)に定める人員配置や設備についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、特例児童問題は保育の質を確保しなくてはならないと考えている。</p> <p>○ 特に、特例児童数、地域等の観点から保育の受け皿確保の観点において責任を担う自治体であっても、児童を越える面積基準を設定し、様々な創生工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、その受け皿の確保を促す限りでは「従うべき基準」ではない。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉え、必要に応じて面積基準を踏まえて、特例児童問題の解消に向けた施策を推進し、その結果に基づいて必要措置を講じている。</p> <p>また、配当基準等を満たさなかった事業者に対する監査指導の取れについて、適切な平成29年度中に実施するに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通して、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>	<p>【厚生労働省】  (3)児童福祉法(昭和25法164)  (1)保育所設置の促進に関する法律(児童福祉施設の設置及び運営に関する法律(昭和29年令第3)23条)に従って保育を確保し、(2)保育所(児童福祉法(昭和25法164)第24条)に定める人員配置や設備についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、特例児童問題は保育の質を確保しなくてはならないと考えている。</p> <p>○ 特に、特例児童数、地域等の観点から保育の受け皿確保の観点において責任を担う自治体であっても、児童を越える面積基準を設定し、様々な創生工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、その受け皿の確保を促す限りでは「従うべき基準」ではない。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉え、必要に応じて面積基準を踏まえて、特例児童問題の解消に向けた施策を推進し、その結果に基づいて必要措置を講じている。</p> <p>また、配当基準等を満たさなかった事業者に対する監査指導の取れについて、適切な平成29年度中に実施するに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通して、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>(29)就学前の子どものいる保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17法7)  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について  (1)幼保連携型認定こども園の設置の促進に関する条例制定について、一部の施設については、一時措置として認可とする。  (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月の日閣議決定)記載内容
見解	見解				
<p>年金からの特別徴収額が過大にならないようとの配慮は、年金額が低額である受給者の生活困窮を避けることを目的としていると考えられる。しかし、複数の年金を受給しており、十分に保険料の払い能力がある被保険者については、単一の年金の水準を占める額が特別徴収されたとしても、当該被保険者が受給している全体の年金からの特別徴収が過大にならない。今回の提案は、あくまで被保険者からの申請で、より、後期高齢者医療保険料の特別徴収を継続させるものなので、被保険者の意思を尊重したもになっている。</p> <p>移行スケジュールでの対応については、被保険者からの申請で年間通して随時受け付け、毎年度の保険料本算定前までに申し立てた者は本年度から、本算定に間に合わなかった者は翌年度から特別徴収される制度とすばい、善後となる事例でも、毎年特別徴収と普通徴収を繰り返すことが原因となっているので、翌年度からの対応となったとしても、十分な差があるものとなる。</p> <p>また、後順位住民税特別徴収できない場合がある点については、逆の制度として住民税が保険料より後順位で設定されていること、2分の1を超えて後期高齢者医療保険料を特別徴収することによって後順位住民税特別徴収できない場合は少数であること、特別徴収継続の申立ての際に住民税が特別徴収されなくなる可能性が十分説明して被保険者の理解を得ることとすること、などを考慮すると問題ないと思われる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○介護保険料と合わせた後期高齢者医療制度の保険料額が年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としないこと、生活の基礎となる年金からの天引き額が過大になることを防ぐという本制度の趣旨に照らして、特に被保険者の差があるとしても、年金から従来の水準を超えて天引きを行うことには慎重であるべきであり、現行制度を維持するべきであると考え。</p> <p>○また、前に提案の取扱いとした場合であっても、上述の本制度の趣旨に照らせば、特別徴収への切り替えについて、被保険者に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが必要である。しかし、保険料控除決定から関係組合への徴収依頼情報の通知に関するスケジュールを考慮すると、対象被保険者全員に対して事前に説明が、上で、善後の確保を行うことについて、全国統一・安定的に運営することは困難であると思われる。</p> <p>○被保険者から本年度の徴収についての声を事前に得ること、ではどうかのご提案については、それによると被保険者が保険料及び年金の受取額等を把握する前に同意を得ることとなり、不適切である。</p> <p>○また、ご提案の中で善後の原因とされている特別徴収と普通徴収を繰り返すことを防ぐ方法としては、普通徴収における口座振替を案内することも考えられる。</p>	
<p>本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する従来の支援事例ではなく、今、切実的に定常学校を卒業していい職員が不足しており、その者の処遇に係る支援があり、調を揃えている。放課後児童健全育成事業に就任している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、本格的にも割合は多くないが、該当職員がいるクラブは、この制度によってクラブの運営に大きな支障があり、相よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変思いを込めている。関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、早急に対応してほしい。該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。</p>	<p>【沼子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学習については従事経験を持って従事することと矛盾しないと考え。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研修を受けた職員の存在を認めるべきと考え。</p> <p>【飯田市】 提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。</p> <p>【出雲市】 本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も高く、クラブの職員の中でよりリーダー的存在であるうえ、個々の子どもたちを指導し、見守る力があり、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を奨励することにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。</p> <p>本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の収入ができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員の人数不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のために、中学校卒業業者であっても、満員が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めいただきたい。</p> <p>放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支援事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支援事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「どうすべき基準」については、各府県の内容を蓄積的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次報告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>【どうすべき基準】の見直しは、サービス水準の低下防止の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○実態把握の上、早急に検討していただきたい。</p>	<p>一定の実務経験があり、市町村長が認める者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。</p>	<p>【厚生労働省】 ③認定資格研修(昭22法164) ④(w)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の業務資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が業務に認められた者が就任することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月29日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えられているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる規定は制度であるべきと考えられている。また、放課後児童クラブに勤務し、ベテラン職員となった者が、学歴により放課後児童支援員になれるのは、これまでの幼保小の職員として従事していた中で、経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できることである。また、このような措置をすることは、国の定める放課後児童支援員の確保にも資するものと考えられる。</p>	<p>【滋賀市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を伴って緩和することや学歴なしと考える。また、長年に及び、補助水準の低い職業として従事してきた経緯がある中で、職員として経験を積んできた職員の存在を認めべきと考えられる。</p> <p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員を一人を抜き、補助員をもってこれに代えることができる。)を認許することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、緊急に検討をしていただきたい。</p> <p>【徳島市】 提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。</p> <p>【出雲市】 ○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的存在であるうえ、個々の子どもたちを指導し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。</p> <p>○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受け入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国自治体の切実な課題であり、本提案事業においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支援事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支援事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣意は、サービス水準の低下や中国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させたものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○実態把握の上、早期に検討していただきたい。</p>	<p>一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。</p>	<p>【(若)生労働者】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実態については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>
<p>○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的存在であるうえ、個々の子どもたちを指導し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。</p> <p>○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受け入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約40人発生している等、放課後児童支援員の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国自治体の切実な課題であり、本提案事業においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支援事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支援事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員を一人を抜き、補助員をもってこれに代えることができる。)を認許することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、緊急に検討をしていただきたい。</p> <p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣意は、サービス水準の低下や中国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させたものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣意は、サービス水準の低下や中国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させたものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○実態把握の上、早期に検討していただきたい。</p>	<p>一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。</p>	<p>【(若)生労働者】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実態については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>
<p>放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間外1時までであり、放課後児童クラブの開設時間(18時)と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることに難しいことから、本市が対応を適用することはできません。なお、緊急時にはは災難に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との設置で十分対応可能であると考えます。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣意は、サービス水準の低下や中国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させたものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の課題が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人員不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、業務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの開設・分館ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超え受け入れるケースが生じている。 なお、所管府県からの回答で「入所している施設との課題により、対応できる部分がある」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が実現されるよう検討を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の課題が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。</p>	<p>「従うべき基準」は、子ども等の安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は準拠の基準に引き上げることには、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>	<p>【(若)生労働者】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実態については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成29年労働省令第108号)1項)の員数については、待機児童数が少ない場合、地域の人材が少ない場合は従来の員数の運用が可能な場合に限り対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>



厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	<追加員用団体実施及び当該団体等から寄せた支援事例(主なもの)>		各府庁からの第1次回答
	区分	分野									支援事例		
											団体名		
106	目 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの 職員配置要件の緩和	保育する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを運営可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用者希望者が多く、配置が必要な地域もある。 放課後児童クラブは、平成31年度末まで約30万人の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約90%は小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の状況で、支援員として勤務する保健師(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保育者確保は非常に難しい状況である。 移行では、放課後児童クラブ単位に1人、1か所以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。なお、本市では、学校内や市の光臨園付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	少子化が進んでいる過疎地においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができ、地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機児童の解消に資する。	「放課後児童健全育成事業の取組及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)」 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、中津川市			支援事例	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所等によって、利用者の支援に支障がない場合は、職員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。
303	目 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならぬ。 放課後児童支援員は、平成27年7月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内で児童クラブが17人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増え、増加している。長時間労働を要するニーズの多い児童クラブは、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要配置することが難しい状況にある。 児童厚生員は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の修了以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が万人以上いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資する児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の習性を知悉する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の手助け、子どもの遊び、保護者との連携や安全管理など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識とスキルしている。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る認定資格研修のQ&A等について」に定めるQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と所定以上の内容を放課後児童支援員資格向上研修に該当し、受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を明記していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考える。 児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認めると、業務案件の増大に伴って、働き方改革に向けた取り組みが期待されている「小の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。	放課後児童クラブが不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機児童の解消に資する。	「放課後児童健全育成事業の取組及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)」 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	ひたなか市、豊橋市、高松市、北九州市、青柳市			○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、資力・信懐のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考えます。 ○放課後児童支援員の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成27年度より、委託者(5年度)で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、前年以降研修を受講し、資格を得た支援員は、本市の受給申請案件が設定されて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準として配置し、運営できるかが課題である。 ○本市でも放課後児童支援員の確保には配慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	
25	目 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本市では、保護者の状況に問わず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるように、定期的に「放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施するプログラム」を実施しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育より負担感が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な職種の方で、プログラムのよみかたの個人人材の確保に苦労している。 現在は月1回程度一律として実施しているが、実施しているが、両事業の人員の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約17か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、34か所であり、一般的に取得をめざめる上で課題として、人材の確保が困難(調査対象 83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を緩和すること、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。 移行では、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとしているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者が20人未満の場合は、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できるとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合は、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同時に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、専任で待機児童を待機するプログラムの拡大を図ること、放課後児童支援員1人と安全管理員学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の状況に問わず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整えていく。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の取組及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第六十三号)	文部科学省、厚生労働省	長野県				実施は困難。一体的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるように、両事業に関わる者の取組を促して考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考えます。	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月26日閣議決定) 記載内容
見解	見解	補足資料	補足資料	見解	見解
<p>今回の提案は、回答にある「同一敷地内で業務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながるという切実な現場の声を受けたものであり、質問の趣意を前記といたうえて、近接する人的資源の活用や時間帯による利用児童数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。</p> <p>放課後児童クラブの人員不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブで行っていただく。放課後児童クラブのニーズが高く、施設等が必要な地域でも発生しているが、適切な制度で、業務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られてきた。また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を業務する」としてしか認められなかったため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。放課後児童クラブと近接した小学校や市の児童館などの連携や巡回型放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。支援員の確保が大切な状況に資することや、一定条件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の事情によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方分権改革推進委員会第3次報告を踏まえ、修正し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣旨は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の提案の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを通達させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解消できるよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人員不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効率は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、業務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの転設、分館ができます。特例児童が集中したり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に参酌基準化による緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の勤務から選定)に関する基準(平成27年労働省第8310号)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合は又は学校の連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の趣旨の範囲において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>○児童館等の認定資格については、放課後児童館認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を資質向上研修等で受講している場合は、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができることとするため、放課後児童支援員研修と児童館員研修が同一内容とすることも受講免除することは可能であると考えます。 これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的に受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下につながることはないと考えます。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年未満以上の受け入れができておらず、4年未満を中心とした児童が約6割を占めている等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならぬことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案等においても、放課後児童支援員の資質要件緩和等についても、多くの支援事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支援事例があるところであり、こうした実態を踏まえ、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方分権改革推進委員会第3次報告を踏まえ、修正し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣旨は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の提案の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを通達させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○認定資格研修と児童館員研修の内容は類似しており、子どもの発達理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が蓄積されているため、認定資格研修前後当時の総務や児童館員研修の内容等を踏まえ、検討していただきたい。</p>	<p>放課後児童支援員の質を確保し、最速対応を進めるため、放課後児童支援員研修を短縮し、放課後児童クラブを選択するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。その上で、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 認定資格研修の科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の受講状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童館員研修修了者について基準を科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室との一体的な場合には、両事業の職員の兼務が可能なことから、職員配置の確保と承継のものです。放課後児童支援員等2名を配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、相対的効果の目的やプログラムの工夫を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員2名で、安全確保が可能であると考える。 一体的に実施する場合は、両事業の利用児童数が合計40名以上の場合は、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員や学童アドバイザー1名の計3名をがいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。 放課後子供教室と一体的に実施する場合には、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効果的に対応ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効果的に配置し、人材不足の現状を打開することができると思われる。 また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分組を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は確保されると考える。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方分権改革推進委員会第3次報告を踏まえ、修正し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の趣旨は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の提案の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを通達させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することが可能ではないか。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に参酌基準化による緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 「放課後子ども総合プラン」(平成26年科学技術・学芸・文化政策推進部、文部科学省大臣官庁文化施設企画部、文部科学省初等中等教育課、厚生労働省児童局等・児童館(児童局)に委嘱)に基づく、放課後子供教室と一体的に放課後児童クラブの実施については、地域の事情を踏まえた適用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)</p>

厚生労働省「最終的な調整結果」

推進番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<進捗具合提案団体及び自治団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									実施事例		
											団体名	実施事例	
161	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業に関する規定及び児童の育成に係る「従うべき基準」を廃止又は参酌化	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の増大を受けて、政府は、平成28年度1回閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末まで300万人の追加的な受け皿整備を遂げる取組を進めるとしている。また、平成28年4月に発表された地方再生事業計画において、子育て世帯の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。	放課後児童クラブの受け皿整備を加速させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進すると、子育て世帯の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目的として放課後児童クラブを創設していく方向性は、国の取組にも盛り込まれている。	児童福祉法第34条の6の第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規程(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、放課後児童健全育成事業実施要綱	厚生労働省	全道知事会、全国市長会、全国町村会	旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡市、愛媛の市、香川県、鳥取県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、熊本県、宮崎県	<p>○本県においても、次のとおり実施事例がある。最終学習が中学校卒業である放課後児童クラブの経験者から放課後児童支援員認定資格の申請について相談を受けたが、教員は高専卒業者等の要件があったため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。</p> <p>○平成28年度以降、放課後児童支援員認定資格研修(未受講済の新採用教員や保育関係者)の受講員は、放課後児童支援員として育成(放課後児童クラブ)に配置することができなくなった。本県では、これまで独自の研修等により高い保育の質を確保しており、一律での義務付けは望むべきでない。</p> <p>○クラブ(当初約15期)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員となることができない。年齢を考えると卒業認定研修や保育士試験を受けるのは期間が大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能な問合せがあった。支援員ははたしめたいが職員として勤務可能と答える。人材確保が困難なか、補助員で当初に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。</p> <p>○放課後子ども総合プランでのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携が十分化しているが、過疎地域で利用できる施設がそもそもないが、基準を満たす、放課後児童健全育成事業を実施することができなかつたケースがある。</p> <p>○利用児童の多い時期に多くの職員を配置して支援を準備しているが、常時人員以上を確保した経験が人財の中で配置するため、児童40人の時期(児童1人)の時間率も同じに2の運営となっている。</p> <p>○の子に併う学校の経験や6年生までの入居拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ運営は確保できても、支援員等の確保が困難なっており、大規模クラブとして運営させる取得が難しい状況がある。</p> <p>○県内放課後児童クラブの指導員は、勤務し、十分な経験や研修を積んでいても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成30年度以降、放課後児童支援員が既に退職した経験、仮に退職後の半年以上は児童高等の資格が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できないことが懸念されている。</p> <p>○本市においても、支援員の確保には苦労しているところであるが、支援員の資格については平成30年度末まで17クラブ(各1名)の受講生計画的に働いてきたところであり、現在実施事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ者が急げられることになれば、条件をクリアすることで確保できる可能性は出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要であるが、地域の事情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。</p> <p>○県内の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により運営、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現任者が受講済(従事期間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの確保が危ぶまれているところがある。</p>		
				<p>1. 概要 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の増大を受けて、政府は、平成28年度1回閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末まで300万人の追加的な受け皿整備を遂げる取組を進めるとしている。また、平成28年4月に発表された地方再生事業計画において、子育て世帯の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主な要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、専任の教員が人員数確保や人員配置等の義務付けを行ったことにより、深刻な人材不足が発生しているからである。</p> <p>放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格の取得については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパートアルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ取得が難しい状況である。</p> <p>このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方自治体地方職労基調基本部会が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」も変更が実施されているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。</p> <p>2. 人員配置基準 人員配置基準については、従事者の豊富な経験や他の種別の資格の適性を否定し、放課後児童支援員の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末までの段階で研修を受けた者の中に当該資格を免状しければ、放課後児童支援員として勤務することができている。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足が深刻な状況下では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。</p> <p>また、経験豊富な従事者や従事者から種別の無い補助員が、高卒要件を満たしていないことも、放課後児童支援員となることができず、現場での業務を担っているところも少なくない。平成31年度末までに30人の人材確保が義務付けられている。放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資格や研修の必要なことは認められ、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富な従事者人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような資力の担保について、地方自治体間の協力を認めるべきである。</p> <p>3. 人員配置基準 人員配置基準についても、少数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、行政運営が手不足の状況となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについて同様に、1の支援員の割合を構成する児童の数は、合計で40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これを上回る利用を、利用者が他の放課後児童クラブにまで必要配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら運営の安全性の確保に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。</p> <p>4. 潜在的待機児童の問題 昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で運営定員の約1万人、待機児童は過去最多の約1万人とされているが、待機児童数には待機中に脱落したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童の1名が現在全体の約4分の1に上っている。</p> <p>児童の就業意向の向上や制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低くなったため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童が増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を年単位で2000名削減する方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の減少率、利用希望が低減し、待機児童が増加する懸念がある。</p> <p>少子化を進行させた放課後児童クラブの利用児童数は増加の一歩あり、市町村等が子ども子育て支援事業計画で見込んだ待機増分を超過し、政府の目標一億総活躍社会の実現の方針などにも影響を及ぼす懸念がある。</p> <p>5. まとめ 民間の団体から寄せられた放課後児童クラブの人材不足に関する支援は、多種多様な要因によるものであり、都府県・地方間の双方で生じているため、一律的な財政支援や高所約の要件緩和、経過措置の延長では対応できない。</p> <p>また、これらの取組に加えて、国と地方の協力を活用し、放課後児童クラブを奨励していく方向性は、国と地方で全く異なる。放課後児童クラブの経験者等の待機児童の不在は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの経験者から放課後児童支援員認定資格の申請について相談を受けたが、教員は高専卒業者等の要件があったため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。</p> <p>○平成28年度以降、放課後児童支援員認定資格研修(未受講済の新採用教員や保育関係者)の受講員は、放課後児童支援員として育成(放課後児童クラブ)に配置することができなくなった。本県では、これまで独自の研修等により高い保育の質を確保しており、一律での義務付けは望むべきでない。</p> <p>○クラブ(当初約15期)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員となることができない。年齢を考えると卒業認定研修や保育士試験を受けるのは期間が大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能な問合せがあった。支援員ははたしめたいが職員として勤務可能と答える。人材確保が困難なか、補助員で当初に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。</p> <p>○放課後子ども総合プランでのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携が十分化しているが、過疎地域で利用できる施設がそもそもないが、基準を満たす、放課後児童健全育成事業を実施することができなかつたケースがある。</p> <p>○利用児童の多い時期に多くの職員を配置して支援を準備しているが、常時人員以上を確保した経験が人財の中で配置するため、児童40人の時期(児童1人)の時間率も同じに2の運営となっている。</p> <p>○の子に併う学校の経験や6年生までの入居拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ運営は確保できても、支援員等の確保が困難なっており、大規模クラブとして運営させる取得が難しい状況がある。</p> <p>○県内放課後児童クラブの指導員は、勤務し、十分な経験や研修を積んでいても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成30年度以降、放課後児童支援員が既に退職した経験、仮に退職後の半年以上は児童高等の資格が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できないことが懸念されている。</p> <p>○本市においても、支援員の確保には苦労しているところであるが、支援員の資格については平成30年度末まで17クラブ(各1名)の受講生計画的に働いてきたところであり、現在実施事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ者が急げられることになれば、条件をクリアすることで確保できる可能性は出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要であるが、地域の事情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。</p> <p>○県内の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により運営、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現任者が受講済(従事期間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの確保が危ぶまれているところがある。</p>									

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定) 記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け、移行後の見直しとは、サービスマスターの削減により、国の財政負担を軽減する地方自治体の提案の許可でない。国が全国一律に決定し、地方自治体に移行してはならない。国が全国一律に決定し、実施するよう改める改革あり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、障害者の生活が向上し、国と地方自治体の役割分担を明確にするものである」とされている。</p> <p>また、施設・設備管理等の基準を自治体の条例に定める場合、「条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべき」とあり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」としている。</p> <p>このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。</p> <p>○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。</p> <p>○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自のサービスを展開してきたものもあり、それらの状況等を踏まえて平成27年度に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる影響が多発しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかと懸念も大きい。</p> <p>○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び国の「放課後児童健全育成事業の取組及び実施に関する条例」が、当時、地方自治体の意見を踏襲して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が各府県で地方の実情に即したものとどういふことか、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの担保とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実績を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。</p> <p>○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。</p> <p>○国の基準は、継続的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの増設や施設環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な実情を生じることとなっている。</p> <p>○今回、提案のあった個別・具体の支援事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度運用した中から浮き上がってきた問題点である。</p> <p>○基準の廃止又は柔軟化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民ニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。</p> <p>○また、「従うべき基準」が廃止又は柔軟化された場合でも、任意で代替する機会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。</p> <p>○児童の安全と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の責であるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任等として児童の安全を確保しつつ、実効的な事業を継続する方向について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービスの向上などもつながっていくと考えている。</p> <p>○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を確保することも、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。</p>		<p>【静岡県】 一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では実以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められない。申すまでもなく、経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、柔軟すべき基準とするなど、各自治体の判断が必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、各例の内容を差別的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は柔軟すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービスマスター削減の目的を阻害する地方自治体の提案の許可ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適なサービス・施設が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 児童福祉法の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的な検討をいただきたい。</p>	<p>○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人員不足が全国的な強い課題となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。 ○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準1.65㎡については、クラブ全体の状況で、基準を満たしていないという実態を考慮し、柔軟すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に即した検討が求められるべきである。 ○小児科の複式学級では、児童の異年齢に押し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て関連新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は柔軟化により緩和することは、慎重であるべきと考えられる。また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員数を確保し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を確保することは重要と考えており、同様に、一律に廃止又は柔軟化による緩和については、慎重であるべきと考えられる。 その上で、一提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(第22条164) (四)放課後児童健全育成事業(子ども子育て支援法(平成26年59号)5号及び児童福祉法6条の3第2項)に規定する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)及び「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、柔軟化する観点から、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府県からの第2次回答		平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年11月26日閣議決定) 概要内容			
見解		補足資料	見解		補足資料								
<p>○支障事例を踏まえた上で、適切な措置をご検討いただきたい。</p> <p>○なお、通所介護と通所型サービスを同一事業所で実施する場合、各利用者の都合や事業所の広さの問題もあり、曜日を分ける又は場所を分ける等の措置をとることは非常に困難になっている。また、通所型と通所型サービスを同一施設で実施する場合、各利用者へ提供するサービスを分けることは、利用者間の公平感を損なうことにつながり、トータルの広さとなる可能性が高いことから、そういった措置はとっていない。そのため、通所介護事業所で通所型サービスを実施する場合、通所介護の利用者と通所型サービスAの利用者と同様のサービスを提供しているのが実態になっている。</p> <p>○他の支障事例としては、「介護予防・日常生活支援総合事業(トライイン)」についての〇&amp;Aにおいて、定員超過減算の取扱いについても、それぞれの定員を超過した場合に発生することになっているため、実質的に提出回数により減算が適用されるおそれがある。</p>			<p>【世田谷区】 ○指定介護サービスと指定介護予防サービスは一体的運営が可能であり、また第1号通所事業(指定介護予防通所介護)に相当するものとして市町村定めるもの(居宅)においても同様の一体的運営が可能となっている。通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の対象者は、上記の指定介護予防介護に相当するもの(対象者と同じ、要支援1・2・事業対象者であるが、一体運営が可能ではないかと考える。また、サービス内容についても、専らでも指定介護サービスと介護予防サービスとして異なるサービスの実施を認めていた状況から判断される。) ○全ての緩和した基準によるサービスとの一体運営は難しいかもしれないが、基準緩和をしても一体運営として認められる範囲を定め、その範囲であれば一体運営を認めることは可能ではないかと考える。</p>			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		/		<p>サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の取扱いについては、別々対応すべきである。</p> <p>また、総合事業は、平成28年度より自治体での実施が開始されたものの、約分の2の自治体が本年1月に総合事業を開始したことや、平成28年度までは経過措置による介護予防介護の実施可能であることに加え、現時点では、ご提案の内容について確認することは時期尚早である。</p> <p>そのため、ご提案の内容については、まずは全ての介護・予防通所介護が総合事業へ移行した上で、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえ、検討する必要があると考えている。</p>		<p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年11月26日閣議決定) 概要内容</p>	
<p>○ 関係のとおり、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その水道事業の全部又は一部を廃止し、又は廃止することから水道法第15条から除外取りますが、水道法第15条(事業の変更)では、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加等の水道事業の拡大の事が明記されているため、水道事業の縮小についても明確化することで事業者の権利が侵害を恐れます。自治体によっては、廃止及び縮小給水区域の縮小は別項と規定されている可能性があります。</p> <p>○ また、関係事例に於いて下水道の項目についても明確化が必要と考えます。</p> <p>○ 給水区域の縮小に伴い、区域外となった地域に於いて法的に対応できること(関係する全ての地域等から、区域縮小に対する同意を得ることは、相続等の関係から困難だと考えられるため、給水区域の縮小を原則とした回答を一定期間延長し、各府県法定的に給水区域の縮小が決定されたものとして位置付けられるようにする。現在、給水区域となっている地域等の縮小が、水道法第15条の給水義務の権利を主張された場合に、給水区域の縮小ができなくなる。</p> <p>○ 関係欄に記載されている「当該地域の他の手段による水の獲得見込み」についても、具体的な方法を早急に提示していただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>○ 第1次にアリアンにおいて、構成員から、許可基準の明確化が求められた際、許認可手続の具体化・明文化を求めた要望があったのに対し、厚生労働省からは、水道事業の体系上に係る基準・手続を網羅できる解説等を準備するという趣旨の発言があったことである。</p> <p>○ については、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の課題意識を踏まえ、当該解説等の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。</p>				<p>○ 一次回答に示したとおり、水道事業者が給水区域を縮小する場合は、事業の一部を廃止することと併し、水道法第15条(事業の変更)ではなく、同法第15条(事業の拡大及び縮小)の規定に基づき手続を採ることとしており、水道法逐条解説(厚生省水道環境部水道法研究発表)でも説明しているところ。</p> <p>○ 第1次に示したとおり、水道法逐条解説(厚生省水道環境部水道法研究発表)でも説明しているところ。</p> <p>○ 第1次に示したとおり、水道法逐条解説(厚生省水道環境部水道法研究発表)でも説明しているところ。</p> <p>○ 第1次に示したとおり、水道法逐条解説(厚生省水道環境部水道法研究発表)でも説明しているところ。</p>		<p>【厚生労働省】 (18)水道法(第22法17) 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改定し、給水区域を縮小する場合の手続き及び許可要件を明確化する。また、「水道事業の縮小の手続き」を改定することにより、具体的なかつ詳細な手続き及び許可基準を地方公共団体等に周知する。</p>	
<p>親の家族における「ファミリー・サポート・センター」が借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該施設の対応がとれる」という文書では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりは一切禁止していると解釈される。特に活動がとれない間は、自宅での預かりについて、審査員や協議会による不安の解消が非常に多いことである。なお、当該施設での預かりを行うことで、委員の不安が解消されるというメリットがある。預かり施設を確保する、センターの借り上げ施設等の事業対象としたい。</p> <p>【千葉県】 支援員のみならず、新興住宅地などでは援助委員の自宅が遠いため支援できない場合も多いため、新興住宅地内での事業などセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことでも、支援体制を強化できる。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>○親の家族における「ファミリー・サポート・センター」が借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文書では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要望を修正していただきたい。</p> <p>○活動がとれない間の自宅での預かりについては、提供会員や協議会から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」とことについても、見直しすべきではない。</p>		<p>親の家族で対応可能となっているが、実施要綱の規定がわかりにくいという指摘を踏まえ、自宅以外の施設等での預かりについても早期に承認可能な場合、必要に応じて、自宅以外の施設等での預かり規定を見直し、児童館等の施設も自宅と預かり場所として明示する内容に改正する予定である。実施時期としては、来年度の要綱改正時に他の改正事項と併せて対応することとしている。</p> <p>○なお、廃止する予定の給水区域において、他に給水を行っている区域の地域等から同意を得ることを許可の要件とすることは考えていない。</p>		<p>【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(第24法65) (1)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条14号及び児童福祉法(第22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 「子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを確認し、かつ、原則として預かり員の専任としている施設を原則とする。」「子ども・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平成28年厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改定する。</p>		<p>【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(第24法65) (1)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条14号及び児童福祉法(第22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 「子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを確認し、かつ、原則として預かり員の専任としている施設を原則とする。」「子ども・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平成28年厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改定する。</p>	
<p>高知県では、会員数50人未満の小規模なセンターを「高知県ファミリーサポート会」として単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数50人未満のセンターも、依頼員からの依頼に応えられなかったケースはなく、二人対応できている状況がある。地方には高額の子育てサービスがなく、サービス受給者が少ない。多数な子育て支援制度あるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>○実施要綱書の案を踏まえ、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な運用を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。</p>		<p>当該事業の実施状況等について平成29年度に調査を行い、結果を基に、参入要件に係る運用あり方についての検討に着手する。</p>		<p>【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(第24法65) (1)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条14号及び児童福祉法(第22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 「調査を要する、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(第24法65) (1)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条14号及び児童福祉法(第22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 「調査を要する、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	

厚生労働省「最終的な調整結果」

審議番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた文書(例:主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
33	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスにおける人員配置基準の合同実施	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準が少数である場合等には、両事業の専任又は兼任による業務及び併用施設の施設での実施を認めていただきたい。	既存の人員、設備も、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長時間、幼児、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実に期待される。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定児童支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	厚生労働省	雲南市		港区	現在規定はないが、港区でも両事業と増強傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の施設増設については、多量の確保が必要が見込まれるため、放課後デイサービスの共同実施は、今一度より高い水準を考える。	児童福祉法に基づく指定児童支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、制度改正の効果にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。
34	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における業務の必要範囲の見直し	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置しているが中止することはない。雲南市内の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまう。児童発達支援の活用が重要な全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」として児童発達支援事業が受け付けられていないため、行政が児童発達支援が行われていない現状。その点に留意しては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。 具体的に、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されており、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員を合算したものとされており、上記のように本体事業所同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、施設の利益が薄かす。事業者にとっては厳しい算定となっている。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を推進できるよう、 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、業務可能な職員等の明示 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	児童発達支援事業が実施されていない地域で、サテライト事業所の開設が可能となり、地域の実態に応じたサービスの提供が可能となる。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定児童支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数)	厚生労働省	雲南市	--	--	提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定児童支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条に規定する事業所のことであるが、また、事業者と定たる事業所は1つの事業所であることから業務という概念がなく、提案の業務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と定たる事業所で合算することは各府県ではない。	
36	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定事項について、中核市の所管とされた。	本市は平成26年度の提案事業で、認定こども園の全種別は、市町村にも指定給付の対象であるため、権限に関する事項は市町村が持つこと、認定に関する事項は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、関係者の双方にとってメリットがある。また、当時の事務処理特例制度を活用することの回復を受け、愛媛県と協議することにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実態に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求めると、県の合意を確める必要があり、その協議時には事業者が提出し立上り中である。県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは願われないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようなことから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、指定こども園の供給体制確保ははじめた各自治体策の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。 事務処理特例制度は、あくまで特例であり、本来の権限は総務省にあるが、法定協議されることにより、真の地方分権に繋がれるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定児童支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、岐阜市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移すことにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市も、同様の経過があり、愛知県より事務処理特例例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では子ども・子育てで、多様な保育ニーズに対応して教育・保育施設を選択し、適切な施設の中等・保育・保育を受けることができるよう、「児童事業推進基本計画(実施計画)」に基づき、すべての市立幼保園と市立保育園をあらゆる手法(施設の新築や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。こうしたため、私立幼稚園へ移行して認可こども園へ移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取り組んでいる案件においても私立幼稚園へ認定こども園を移す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に認定権限を有していない移行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズでないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移転を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化の支援を受けられず、対応に苦しんでいる。 ○本市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が併行して必要となり、事業者にとっての事務的負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないケースが生じ、特に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特認認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方数量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の意向に合わせて再考を行い、ある程度落ち着いた上で認定申請したいと考えている。しかし、認定が県、確認が市になっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、実施に際し、合併後には併合協議で明確に不承認の判断をできない。認定はするが、確認はしないというところも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するために、窓口を一元化してほしい。 ○園の認可権限と認定こども園の認定権限が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行った上、任意同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(併合認定)への移行を目指す事業者にとって、一時的に認定窓口の不承認であり、責任を持った対応が必要になっている。認定こども園の認定権限と特認教育・保育施設の認定権限が異なる、各々指導監督権限を行使しているため、事業者にとって負担があり、行政でも監査の観点や協議等の関係も含め事務が必要となっている。 ○本市では、具体的な支援事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって認定・認定権限が散らばっているため、制度改正が必要である。 ○幼保連携型とほほ用種の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の事業所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定の方が容易性があると思われる。		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月の日経新聞「拡及内容」)
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○本市を含む養育地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、児童発達支援サービスが必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が難しい状況にある。</p> <p>○本市では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条(第2項)に定められている児童発達支援事業所(加齢発達サービス)の2事業を実施している定員10人の多機能型事業所がある。</p> <p>○多機能型事業所の人員配置については、留意事項通知において、「多機能型事業所に配置される従業者間の業務を可搬としたものである」とされているが、業務が分割されているため、具体的に可能な配置が十分にできず、本市では、各事業それぞれで職員配置が必要なものと考え、人員不足のため、事業の時間等を分ける(午前中：児童発達支援、午後：放課後等デイサービス)の対応を行っていた事例が生じている。</p> <p>○事業者等の誤解を招かないよう、留意事項通知で明示していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を着眼的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府県会からの関係が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、制度改正の知事におかれている児童発達支援事業所(加齢発達サービス)の同時対応が可能となっている。</p> <p>2項(4項)を併せて実施する場合には、多機能型事業所の特例(児童福祉法第80条)を併せて実施する必要がある。児童発達支援事業所(加齢発達サービス)より、双方の事業が実施可能であること、設備を共有することが可能であること等、地方公共団体及び事業者が全調査結果を受けて平成29年度中に開始する。</p>	<p>〔民生労働局〕 〔児童福祉法(昭22法164)〕 〔x〕児童発達支援(6条の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2第2項)を併せて実施する場合には、多機能型事業所の特例(児童福祉法第80条)を併せて実施する必要がある。児童発達支援事業所(加齢発達サービス)より、双方の事業が実施可能であること、設備を共有することが可能であること等、地方公共団体及び事業者が全調査結果を受けて平成29年度中に開始する。</p>
<p>○本市を含む養育地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、特に本市南部の近郊部には、児童発達支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況であるため、単独事業所を設置できる状況ではなく、やむなく地域の中心である本市に所在する事業所を本事業所と併用し、周辺町村にサテライト事業所を設置された。</p> <p>○ところが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第80条に規定する定員10人の人員配置について、従業者(児童発達支援従業者に限る。)のうち1人以上は常勤員かつ専従の者でなければならないこと等の要件がある上、その他の要件も本事業所による連携・協力が難しく、児童への直接支援を専門に行う保育士等の他、児童発達支援管理責任者をサテライト事業所に配置しなければ、個別支援計画を作成、保護者への家庭支援、保育所や医療機関等との連携でのマネジメントに課題があるため、児童発達支援管理責任者の配置が事業に不可欠であり、利用者が少数であるのに対して、人員負担が極めて重く、事業継続が困難な状況となり、当該サテライト事業所も閉所せざるを得ない状況となった。</p> <p>○閉所した地域には、今後も利用を希望する児童等が存在し、十分なサービスを提供できなくなってしまったことを本市及び関係町村も深刻に受け止めて、本事業所とサテライト事業所の連携が困難な場合に、職員配置をどのように行えば事業運営が可能か検討したが、解決策が見いだせない状況である。</p> <p>せめて ① 本市所在地のようなケースでも、サテライト事業所の運営が可能となるよう、サテライト事業所の運営負担の軽減等の提案(利用人数や事業所の利用頻度に応じて、従事する事業所の「常勤員」の従業者、専任を確保するなど) ② ①が困難な場合、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日舞台0330第12号)において、「新たな事業所」と「従来の事業所」の併用を改善する取組を奨励し、定たる事業所単位での利用定員に基づく運営単位の算定とする、又は、小規模事業所の運営が可能となるよう、運営基準を引き上げる。</p> <p>○いずれにせよ、利用を希望する児童等が常に存在しながら、利用の断念や本市までの通所を困難にし、本地域の対応可能な児童支援に大きな影響が生じていること、及び、小規模事業所も、サテライト事業所でもさきも事業継続が困難である地域でも活動できず、本地域でも関係部と連携し、策を協議しサービスへの受給権を、子どもにも保障できるように、上記提案を含め何らかの措置をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を着眼的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の廃止は、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の事情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>提案自治体のうち「サテライト事業所」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条に規定する定員10人の人員配置が必要となる事業所とは異なる事業所であるため、業務という概念自体がない。 二項表の(1)については、例示の規定では、常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されているに足りていない場合であり、これは要件上必要な事項の要件を網羅しているものではないから、これ以上の要件緩和は困難である。 これ以上の要件緩和は困難である。 事業所とみなして同様の報酬単価を設定することは不合理である。なお、小規模事業所を営む、児童福祉サービス等の報酬のあり方については、経営実態調査等を踏まえ、平成30年報酬改定の議論の中で検討されるものである。</p>	<p>〔民生労働局〕 〔5〕就学前教育(平24法65) 以下に掲げる事業・種類については、申請前に協議する。 ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3条及び附則第15条4項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条6項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園を認定する場合は協議(3条7項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取扱い及び種別等の通知(3条8項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公表(3条11項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公表をした際の取組の届出(3条13項) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の委員の選出(29条) ・幼児発達支援認定子ども園以外の認定子ども園の委員の選考等(30条) (関係府県:内閣府及び文部科学省)</p> <p>(6)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事業・種類については、申請前に協議する。 ・教育・保育施設等の取扱い等(40条1項2号) ・教育・保育施設の建設の取扱い等(40条1項2号) (関係府県:内閣府及び文部科学省)</p>
<p>他団体からの事例にもあるように、経緯により多くのリットが認められるとともに、全国的課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府県においても実現に向けて積極的な取組んでいただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 中核市については、手分け方式も含め積極的な検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、再町村の希望等も踏まえ、事務協理制等によって実現するとし、全国的に移転の実態が上がった段階では法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。 【全国市長会】 中核市への移転については、手分け方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該種類の中核市への移転については、協議・検討を行って」との1次ヒアリングの留意だったが、現在の業務状況についてお示しした。</p>	<p>〔民生労働局〕 〔5〕就学前教育(平24法65) 以下に掲げる事業・種類については、申請前に協議する。 ・教育・保育施設等の取扱い等(40条1項2号) ・教育・保育施設の建設の取扱い等(40条1項2号) (関係府県:内閣府及び文部科学省)</p>	





各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料					
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	--	--	--	【全国知事会】 中核市については、手分け方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理態勢によって移譲する上とし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を再整理することすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手分け方式も含めた積極的な検討を求める。	○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の申があり、当該種類の中核市への移譲については、引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼稚園の長の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安があるとのこと。	【厚生労働省】 (1)保育士の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平19法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの交付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び文部科学省)  (6)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の施設に必要となる認可等にかつた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の建設の取扱い等(40条1項2号) (関係府省:内閣府及び文部科学省)	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に関わらず、負担限度額認定証を発行(表記される内容は区分ア～オのいずれか)しているため、特別な事務処理が考えられるものではなく、対応可能である。後援機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ権限移譲及び小児慢性特定疾患と同様の請求をすよう周知徹底することが必要となるだけである。 また、関係者の理解については、社会保障制度の観点に関わる他法優先の考えが及ばず、より多くの公費が投入される結果となっている制度の是正という趣旨から、理解を求めていくべきものと考えられる。 現行の運用を継続することは、大きな負担増を国民全体に強いるものであり、社会保障制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することが求められるものと考えられる。	--	【豊田市】 全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当該の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のためには公費負担担当との調整が必要であり、また公費負担担当においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。	--	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、公費負担、事務処理を鑑み、総合的に検討すること。		二提案については、自治体や保険者の事務負担や財政への影響等について、関係団体から意見を聴取しながら総合的に検討してまいります。	【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (8)公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえて、その見直しが必要に応じて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
ご指摘のとおり、公平性の観点から、自己負担限度額の設定のための所得状況の確認を一年毎に行う必要があることは理解しているが、これについては、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携等により対応できるのではないかと考えている。 経路アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生還にわたって継続しなければならぬ現状を踏まえ、医師の診断書等の提出を求め認定協議会の協議を待たず認定を毎年行わねばならない、肝臓治療戦略会議等の有識者を委ねた会議にお諮りいただきたい。また、今後の検討スケジュールの見通しの提示及び検討状況の速次報告をお願いする。	--	--	--	【全国知事会】 提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。 (理由) ① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。 ② 定期的に更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却って病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利になる。 ③ 平成28年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の提示を以て診断書に代用することができるようになり、患者負担は軽減された。 ④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる(当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない)。		自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、前項も回答しているところだが、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考へてきた。ただし、提案のあったマイナンバーの活用については、肝臓治療戦略に関する制約が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成28年法律第27号)第19条第8項の要件を満たす特定の事項の事例として既に情報連携の対象となっているため、適宜、活用していただきたい。なお、マイナンバーの活用については、肝臓治療担当者が参加する会議等で周知を図ることとした。 また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、肝臓治療戦略会議等の有識者を委ねた会議で、今後検討を行い、平成30年度中を目途にどのように対応するかどうかの結論を得ることとする。	【厚生労働省】 (37)肝臓治療戦略推進事業 経路アナログ製剤治療の動向に対する患者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に実施する。 また、経路アナログ製剤治療の更新認定に際して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝臓治療戦略会議等の有識者の意見を踏まえて検討し、平成30年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	



各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>○化学物質の中で人に対する毒性が強いものを毒物劇物として指定しており、原体のみの毒物劇物に指定されている物質も多い。このことから、毒物及び劇物の指定されているものであれば、取扱いでもリスクが高いものであり、原体の製造(輸入)業のみを認める事は妥当でないと考える。そもそも、毒物の製造(輸入)業のみの製造(輸入)にかかわらず、現場調査は都道府県が実施している。</p> <p>○甚大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省へ通報、報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先も共有されており、情報の把握を可能とする組織体制は構築されていると考える。</p> <p>○そもそも、製品の製造(輸入)か原体の製造(輸入)かの違いにより、申請書等の発生や取扱いの移行方法が異なるなど、事業者として、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度となり、国が積極的に取り組んでいる申請書の行政手続コストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。</p> <p>○都道府県には、申請書から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造(輸入)業については地方厚生局において登録業を作成する等の法制度に関する説明を行った上で、すでに副申請書を送る厚生局に対して連絡を行っていること、厚生局から登録業が届け次第連絡する旨を併せて対応しているところである。</p>	<p>【福岡県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの差違及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7~10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるかと考える。 ③品目追加による登録変更申請書の際、立入検査の日程調整や登録までの事務処理経路の短縮のために、できるだけ登録が早い等、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。) 以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実態体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>	<p>○ 大都市前の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>提案があった、毒物劇物の原体を製造(輸入)する者に対する毒物劇物製造(輸入)業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。 ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒物劇物の情報を国及び都道府県間で共有して関係機関が把握し、関係機関からの問い合わせ等に迅速に対応できるように検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の取扱いの把握、各都道府県で情報移譲された際の個人情報保護のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。 当該アンケートの結果を踏まえ、 ①平時に加え、災害発生時等における地方厚生局(又は厚生労働本省)と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備。 ②既に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移譲に向けて必要となる事務的対応。 ③上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいります。</p>	<p>①(厚生労働省) ②(毒物及び劇物取締法(昭25法303)) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く、以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(19条5項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物の取扱い(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取扱い(18条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取扱いに係る期間の届出及び届出の取消(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>
<p>○本県が本提案に至った理由としては、登録業務に係る国の標準事務処理期間が60日と設定されているため、製造(輸入)業の登録申請を行う事業者は営業開始予定日の60日前に申請や取扱いのための準備を行わなければならない。これらの期間を短縮したことで有効になっていると考える。また、権限移譲されることで都道府県(国(地方厚生局))への副申請・連絡に係る標準期間を短縮することでも、事務処理の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られるものとする。</p> <p>○以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務移譲の移譲を進めていただきたい。</p> <p>○なお、本県においては毒物又は劇物に係る事業者の発生時にはこれまでも国や全国の都道府県に迅速に情報提供しているところであるが、権限移譲に際しては、事故発生時の国と都道府県間の役割や対応等を明確化する必要がある。また、経営事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みが都道府県が保有すべき資料及び移写を受ける資料等について、整理する必要があると考える。</p>	<p>【福岡県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの差違及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7~10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるかと考える。 ③品目追加による登録変更申請書の際、立入検査の日程調整や登録までの事務処理経路の短縮のために、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。) 以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実態体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>	<p>○ 大都市前の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>提案があった、毒物劇物の原体を製造(輸入)する者に対する毒物劇物製造(輸入)業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。 ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒物劇物の情報を国及び都道府県間で共有して関係機関が把握し、関係機関からの問い合わせ等に迅速に対応できるように検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の取扱いの把握、各都道府県で情報移譲された際の個人情報保護のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。 当該アンケートの結果を踏まえ、 ①平時に加え、災害発生時等における地方厚生局(又は厚生労働本省)と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備。 ②既に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移譲に向けて必要となる事務的対応。 ③上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいります。</p>	<p>①(厚生労働省) ②(毒物及び劇物取締法(昭25法303)) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く、以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物の取扱い(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取扱い(18条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取扱いに係る期間の届出及び届出の取消(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>
<p>早期の実現をお願いしたい。</p>	<p>【福岡県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの差違及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7~10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるかと考える。 ③品目追加による登録変更申請書の際、立入検査の日程調整や登録までの事務処理経路の短縮のために、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。) 以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>	<p>○ 大都市前の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>&lt;実務方向&gt; 平成27年度に道府県から指定都市へ認定事務等の権限が移譲された際に指定都市において指導監督体制が整っていないことから、指定都市(管内区役所及び福祉事務所等を含む)に対する指導監督については引き続き道府県が行うこととしたことである。 このため認定事務等の移譲から2年が経過し、指定都市の指導監督体制が整っていないところであると考えられることから、指定都市の本府が認定事務等を行っている管内区役所及び福祉事務所等も指導監督すること可能とするものである。 なお、実施に当たっては、道府県と指定都市において十分な協議を行った上で移譲することを申し渡す。 &lt;具体的手続き&gt; 国の取扱いを定めている「特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について」(平成26年10月31日事務連絡)の「7.その他」の「(2)監査指針について」の取扱いを、平成30年度から指定都市の本府が指導監督すること可能とする旨に変更するため、その旨の事務連絡を发出することに対応する。(その旨の事務の「事務の実態」であるため、本事務連絡の改正とはしない。) なお、上記以外の法令及び通知等は改正の必要はない。</p>	<p>①(厚生労働省) ②(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)) 道府県が指導監督の取扱い等を行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等を実施する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。</p>
<p>本提案は、行政の効率化や事務処理期間の短縮を目的とした提案であることから、「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」の観点ではなく、「住民の利便性の向上・行政の効率化」の視点で再検討をお願いしたい。 管理番号2「生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲」においては、「都道府県並びに指定都市及び指定都市及び指定都市と併称して大都市特別が譲られている申請書(以下「指定都市等」という。))の差違及び相互の調整状況を踏まえて検討」との回答がなされており、再検討の取扱いをお願いしたい。 なお、指定都市を審査請求先とするに際し、現行の都道府県知事の職権に不届がある場合と併称しての取扱いとなるよう、特別児童扶養手当は「厚生労働大臣に対して審査請求を行うことができる旨を規定することにより「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」は担保されると考える。</p>	<p>【福岡県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの差違及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7~10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるかと考える。 ③品目追加による登録変更申請書の際、立入検査の日程調整や登録までの事務処理経路の短縮のために、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。) 以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案の実現を踏まえ適切な検討すべき。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>	<p>○ 大都市前の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>指定都市市長が行う特別児童扶養手当の取扱いについては、法定受給事務に関する審査請求の取扱いを定め地方自治法25条の2第1項の規定に基づき都道府県知事と併称することにより、厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保があることから、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条と同様の特例を設けていない。厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が移譲される指定都市の意見及び権限の実態状況を踏まえて検討したい。</p>	<p>①(厚生労働省) ②(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)) 道府県が指導監督の取扱い等を行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等を実施する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容
<p>見解</p> <p>「受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがある」との指摘をいただいたが、各府県が提出した併給調整については、併給調整による過剰給付を防ぐ仕組みであり、併給調整の対象範囲は、受給権者がそれまでに受給していた年金に上乗せしないため、受給権者の生活が豊かになることはないと考える。併給調整対象となる受給権者には生活への金銭的負担が軽いものも多く、現状のおお併給調整を行わずに受給されたままだった約600万世帯等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めず手元に残りが残っている場合がある。</p> <p>また、児童扶養手当返還の負担等は、返還対象者にストレスを与えるため、特に精神疾患等については、その症状を悪化させる要因にもなりかねない。年々増加する精神疾患による障害年金受給者数からも、こういった問題は軽視できないと考えおり、実際に市町村から児童受養手当返還に係る問い合わせは制度改善要望を多くもたらさない。</p> <p>予め併給調整が可能となった場合は、このような事態は未然に防ぐことができ、返還対象者の事務的及び心身の負担も軽減されることから、返還対象者からも歓迎されるのではないかと考える。</p> <p>また、市によって併給調整は児童扶養手当返還に係る事務負担を軽減するほか、返還対象者からの返還の有無に問わず、併給調整分は必ず翌年度に清算され、不納欠損となった場合、当該国庫負担相当分まで財政負担しなければならぬ現状も解消される。</p> <p>なお、マイナンバーを活用した日本年金機構等との年間連携情報の照会業務も検討されているが、地方公共団体が日本年金機構等に照会する仕組みとなっており、多数の児童扶養手当受給者について、いづかの年金等の受給記録があるが不十分な状況にあって毎月照会調査することは、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の給付申請時、地方公共団体からの情報に基づき、日本年金機構等の側において児童扶養手当の受給状況を突き合わせる仕組みが必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、制度の抜本的な改正も含め、支障を解決する具体的な見直し案について検討いただきたい。</p>	<p>見解</p> <p>【新潟市】 受給権者の生活を保障するための年金の給付を受ける権利を保護するとしていることは理解できるが、既に支給している児童扶養手当を年金と見立て、受給権者には差額のみを支払い、児童扶養手当増額金を各自治体に充てることは年金法制度の基本的な趣旨を損ないたいと考えます。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながることを、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いします。</p> <p>【静岡県】 公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を支給することができないのであれば、年金支給決定、支払予定日を自治体に連絡し必要の改正を促すこと、併給調整を行わずに受給されたままだった約600万世帯等の返還については受給者にも負担となるため、円滑な処理について協力を要望する。</p> <p>【徳島県】 年金の給付を受ける権利が受給者の生活を保障する観点から一身的なものとして規定されている趣旨については理解するが、年金が受給された期間の生活が、児童扶養手当の給付により保障されていた点、徴収しより生じる債権回収等の自治体の負担が大きい点なども考慮し、法改正を含めた制度の見直しを検討されたい。</p> <p>【東京都】 公的年金受給者の児童扶養手当返還に係る心理的負担を軽減するとともに、適正に返還が可能になるよう公的年金から児童扶養手当返還額を差し引くことを可能とする法改正を検討されたい。</p> <p>【山梨小野田市】 回答内容で示した上で、提案である、適及に際してのものであり、生活の維持に影響しないものとする。現行の手法のほうが国民に多額の負担を負わせることになる。受給権の保護も担保融資や国庫納付額分の例外を認めており、適切な法整備により本件のような場合も特例としていただきたい。</p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。</p>	<p>○今回の提案はあくまでも併給調整を実現する方法に関するものであること、また、併給調整後に受給する年金金額が購買力に落ちるわけではなく、生活を豊かにして併給調整されることから、受給権者の生活を維持するという年金制度における基本的な趣旨が損なわれるとは考えないのではないか。</p> <p>○むしろ、清算を可能とすることにより、返還のための手続等が解消されるため、受給者の負担軽減にもつながるのではないか。</p> <p>○国家団体からは、精神障害者の受給者が返還に強いストレスを感じていること、さらに、併給期間を省くことで多額の遺及年金額が支払われ、かつ、手当担当部局に通知もないことから、結果的に、後遺の方の返還準備が生活に負担負担になっていることなど切実な支障が寄せられている。また、多くの団体からは追加共同提案があったところであり、地方の現状から強く支障の解決を求められていると考える。</p> <p>このように、提案団体及び受給者の方とって負担となっている現状を鑑み、他の責者所管の給付制度も含め、提案の趣旨に即した具体的な見直し案について早期に検討されたい。</p>	<p>各府県からの第2次回答</p> <p>群馬も原則としており、年金から児童扶養手当の返還額を引きすることは、以下により明確である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金制度は、老齢や障害等の保障事由の発生に伴う所得能力の喪失等に対し、その他の生活維持のための所得補償を目的としており、その給付は、国民年金等の趣旨・目的を損なうことのないよう、法律により、種々の支障が禁止されている。公的年金の給付は、国民として働く年齢等の生活を支える存在であり、期待された給付を安定的かつ確実に行うことが前提である。</li> <li>・ 差戻禁止債権たる年金の受給権は、民法第510条により、相殺が禁止されていること。こうした中で、児童扶養手当の返還について二重償のようになり、児童扶養手当の返還額を年金から差し引く(差し引く)場合には、国民年金法等により実現している「年金の受給権の保護」という国民の利益を上回る保護法益が存在しなければならぬため、国民の利益を損なう必要がある。</li> <li>※ 年金の徴収から前払日まで、最遅で3週間程度はかな、その間に日本年金機構と地方自治体の間で対象者及び金額の確定、本人への説明等の事務を実施することとは困難。</li> <li>・ 日本年金機構にて、年金請求者から児童扶養手当受給の有無を確認し地方自治体に伝えることは、年金支給の別、給付の等を決定するために、年金請求者に負担を求めることになる。</li> </ul> <p>【平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針】は、生活保護と年金の関係について「保護の実施機関が速やかに当該年度の受給情報を把握し当該保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年間連携情報の照会事務の推進の方策について検討」とあり、マイナンバーを活用した情報連携の仕組みを活用していくこととしている。本事業についても、マイナンバーを活用した情報連携により、照会業務等を行っている地方自治体の事務負担が軽減軽減されると考えられているが、年金の遺及支払があるかどうかを自治体がマイナンバーを通じて個別に照会することは煩雑であるとの意見も踏まえ、照会額の地方自治体と国庫側の日本年金機構双方によってより利便性を高めるための方策を、更に検討していく必要がある。</p>	<p>平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容</p> <p>【障害生活労働者】 (20)児童扶養手当法(昭和34法238) (1)児童扶養手当の受給者が遺及して年金を受給した場合における当該受給者が受給した児童扶養手当の返還(19条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担の軽減を図る方策等、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を返給している場合に児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知すること等、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化について検討し、平成30年中に相談センター、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>「一律で転出元自治体において資格喪失することは認めることができない」とのことだが、すべて一律で転出元自治体で資格喪失とするのではなく、転出時に本人から開き取り調査や聴取等で事業開始が立していると思われ、転出元自治体で資格喪失が原則または第6号に該当していることが明らかの場合においては、転出元自治体において資格喪失を受理できるよう改善を促した方がよいという趣旨があるため、再度ご検討願いたい。</p> <p>なお、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行ってない転出先自治体から資格喪失を受理し処理することは不相当であると考えられるが、固の見解を伺いたい。</p>	<p>【新潟市】 転出先と転出元の自治体間の両者が喪失の確意を述べなく行うことができ、転出元の自治体が併給調整や管理を適正かつ円滑に図るよう制度の見直しを行い、新たな事務処理及び運用方法を構築されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めらる。</p>	<p>「転出時に本人から開き取り調査や聴取等で事業開始が立している」と認められ、児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していることが明らかの場合)は転出先自治体において資格喪失の手続きを行うべきであり、転出先において、転出先から児童扶養手当返還(第4条第2項または第6号)に該当していることが明らかの場合も同様である。</p>	<p>【障害生活労働者】 (20)児童扶養手当法(昭和34法238) (1)児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、支障相手との関係等を理由に転出し、転出と同時に事業開始団体となった場合で、児童扶養手当受給者より届出された事業開始団体の発生は当該者が係属住宅台帳上の転出日及び転入日と同日であった場合、振替期11条の規定に基づき、転出先の認定は引き続き効力を有するものとしているが、児童扶養手当の返還と受給のため、認定を行ってない転出先自治体においても支給事由の確認を行う必要がある。このため、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行ってない転出先自治体から資格喪失を受理し処理することは不相当である」とも言及している。</p>	<p>【障害生活労働者】 (20)児童扶養手当法(昭和34法238) (1)児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、支障相手との関係等を理由に転出し、転出と同時に事業開始団体となった場合で、児童扶養手当受給者より届出された事業開始団体の発生は当該者が係属住宅台帳上の転出日及び転入日と同日であった場合、振替期11条の規定に基づき、転出先の認定は引き続き効力を有するものとしているが、児童扶養手当の返還と受給のため、認定を行ってない転出先自治体においても支給事由の確認を行う必要がある。このため、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行ってない転出先自治体から資格喪失を受理し処理することは不相当である」とも言及している。</p>



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。</p> <p>また、本提案は、介護受給権を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討することである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において論議の上、検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われること」が効率的な審査、内容及び手続等に際して統一性が保たれ、行政の効率的な事務処理とならざるを得ない。本提案を行った事業者の取組に際しては、行政の効率化を図ることとなる。平成26年4月1日から平成29年7月1日までの指前未への審査案件約12件、半額以上の件数(指前未)であり、権限移譲の実現されれば、指定都市で一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 今後、指定都市及び中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が保護権限と並列の立場で指導監督を実施しており、審査請求の解決を行う体制も整備されていると考えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるが、地方自治の課題の解決として、指定都市のみ先行して移譲するといふ選択についても、考慮していただきたい。</p> <p>○ 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監督を実施していることを踏まえ、審査請求を受理することを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。</p>	<p>○ 本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。</p>	
<p>申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護(生計同一でない本人以外の申請による保護・念置時の権限移譲)にも該当するため、保護の前提となっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少なくないことから、申請を本人のみの権利とするは立法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権が実現される。</p> <p>また、申請より国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能である。当該申請の前提である権限移譲(委任)を行うべきであり、そのため、権限保護が結果的に保障されることは代案案となり得る。提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となれるか否かである。</p> <p>後見人は、後見人の職務に関する全ての法律行為に代理権を有する(第19条)の旨であり、そのほか、その職務を執行するに際しては、後見人の意思を尊重し、かつ、その権利義務・生活状況に配慮しなければならない(第20条)である。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者(扶養義務者その他の関係者)を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職務を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相当し。</p> <p>また、独居老人や老老・認知症等が増える超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案要請を促すべきではないかと、保護の実現段階にある自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。</p> <p>よって再検討を求め。</p>	<p>有</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など事後 権の状況にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあり、権限保護が可能という点とであれば、地方公共団体において判断に差することがないよう、改めて権限保護に関する考え方を整理し、通知するよう要請したい。</p> <p>○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを念置まえれば、意思表明ができない被後見者であっても、たまたま権限保護を適用するのは、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。</p> <p>○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、面談の対象となる特別の関係が生ずるものでも、そのことのみをもって代理権の範囲に入らざるを得ないということではないか。</p> <p>その上で、生活保護を要請することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとして、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保護が主であると考えるため、必ずしも一身専属性の事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・需要を踏まえ、扶養義務者や同様の親族の申請を認めることと同様に、代理申請を可能とすべきではないか。</p> <p>○ 仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の裁量的制度のように、権限保護の補給とするため成年後見人による「求め」の裁量も可能ではないか。</p>	<p>○ 前回答のとおり、生活保護の申請は単に経済的給付を受給するだけでなく、本人に義務を生じさせる行為であり、成年後見人が代理することができる財産を管理する行為や財産に関する法律行為にとまらざるを得ないものと考える。</p> <p>○ 保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合については、生活保護法第25条において義務をもって保護を開始しなければならないと規定されている「急迫した状況」に該当するものと考えている。今後、地方公共団体に対して、通知出費により開始すると被後見人に「地方公共団体に通知する。」</p> <p>○ なお、事後監督の発生・連絡等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係と連携の在り方について(社協発0331004厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」において、関係機関との連携等についてお示しているところであり、実際に関係機関からの連絡により権限保護を適用している。</p>	<p>【厚生労働省】 〔15〕生活保護法(昭25法14) 〔16〕保護の実現段階が行方難関による保護の開始(25条1項)については、資産がない必要保護の状況にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、義務をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫した状況」に該当することについて、平成28年度中に地方公共団体に通知する。</p> <p>あわせて、事後監督の発生・連絡等については、「生活保護制度と連携する関係機関として成年後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に関係する機関に情報提供する。(関係府省・法務省)</p>
<p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第2項第3号は、情報提供できる業務(「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の申請は、昭和29年5月8日当時の国定法律体系から見て、「外国人」は法の適用対象とならないが、当分の間、生涯にわたる外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取組に準じて保護を行うよう方針を定めて」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を保護」として適切に対応できている」との指摘は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当該通知に基づき保護を行うにあたり「方針を期す」ためには、当該事業に同意したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない。あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に照れどかないかを確認する必要がある。しかし、旅行申請をせずに、必要な資料を提出し入国する方法が存在せず、適切な審査手続の取組に十分な支障が生じていることから、本提案に至ったものであり、厚生労働省には、自らに及ぼす地方公共団体が行う措置にあり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考える。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に調査業務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正はない形の措置を求めている。</p>	<p>有</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。</p>	<p>一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報(昭29)の提供に関する法律(昭29)第3条第3項を根拠として適切に対応できるものであるが、本取扱いについて、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。</p>	<p>【厚生労働省】 〔15〕外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 〔16〕外国人に対する生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(昭29)第3条第3項に基づき当該資料の提供が可能なことについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成28年度中に通知する。(関係府省・法務省)</p>	





各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月29日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて開催されている社会保障審議会にて、就労準備支援事業の利用期間延長について引き続き前向きにご検討いただきたい。	-		-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 就労準備支援事業の一年間という利用期間の制限を含む就労支援のあり方については、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会において議論を進めているところであり、引き続き検討を行ってまいります。	【厚生労働省】 (33)生活困窮者自立支援法(平25法105) (1)生活困窮者自立支援事業(労働48)の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意図がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、少しずつのペースで進んでいく者もいることを考慮した上で、改めてマニファを先行し、再度、個人々の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは現実上可能であることも含め、その取組が早期に進む方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
申請書及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。	-	【原田市】 マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を熟議することから、その検討結果を待ちたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		国民健康保険の事務においては、被保険者の情報をマイナンバーと記号番号とで紐づけで管理している。提案のあった事務手続の在り方については、提案団体の意向や地方公共団体における運用の実態も踏まえ、関係府省と連携しつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づき所要の措置を講ずる。	【厚生労働省】 (32)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)国民健康保険法施行規則(厚30厚生令83)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険被保険者における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの可否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府)



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住居の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより健康度の向上及びがん検診の普及につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】            法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなど検討を進めること。            また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】            提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次にアライングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、従来の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、            ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次アライングまでに結果をお示しいただきたい。            ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>現在、市町村に対して業務連携の実現等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府会と連携の上、必要な措置を講じていきたい。</p>	<p>【厚生労働省】            (2)行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)            (4)行政手帳法(昭和三十八年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に通知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の17)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国籍外国人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずると共に、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国籍外国人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に通知する。            (関係府会、内閣府及び総務省)</p>

厚生労働省「最終的な調整結果」

案件番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び追加団体等から寄せられた支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により可能な特定個人情報の加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において情報連携が必要となる事務について別表第2が定められている。別表第2の項第16の2の項に係る厚生令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携で特定個人情報の取扱いを行う必要がある。しかし、予防接種の実施に当たり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上の高齢者の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考えられる。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは社会にとって負担である。また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の裏返しで「高齢な、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を構築できると考え、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主要者令で定める事務及び情報定まる命令第12条の2	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	<p>本府では、2020年度から、身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の提示を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。</p> <p>なお、昨年度は、当府においては10人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考えられる。</p> <p>○現在、当府においては、障害者福祉の推進課へ案件ごとに関係を行うことで対応している。本府の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。</p> <p>○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めるとはなるが、手帳を所持したく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図れると考える。</p> <p>○障害者手帳に関する事務の処理は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているが、事務の複雑さが原因、情報連携により迅速な対応が可能である。</p> <p>○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能になれば、窓口で手帳を提示させることなく市民サービスの向上に繋がることが、上記制度改正は必要ものであると考える。</p> <p>○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。</p> <p>○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&amp;A」には、対象者要件の裏返しで「高齢な、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。障害の程度を確認するためにには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考えるため、情報的に身体障害者手帳を提示できない方を除き、対象者であることを確認するために情報照会ができるように。</p> <p>○60歳以上の高齢者の障害者数(平成28年度 インフルエンザ、17件、肺炎球菌:0件)に情報照会ができるように。</p> <p>○身体障害者情報は本庁倉の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるとは方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員に負担が生じている。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が取組むことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。				<p>【全国知事会】          法附則第3年を目前として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなど、検討を進めること。          また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。          【全国市長会】          提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において蓄わている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照らした形で、関係部局、関係府庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。          ○ ついては、          ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。          ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局関係者との調整を進めていただきたい。</p>	現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府省と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。	<p>【厚生労働省】          (2)行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)          (3)予防接種法(昭23法66)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、関係者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実員の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。          (関係府省・内閣府及び総務省)</p>

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府県からの第1次回答
	区分	分野										
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十一条による養育医療の給付)	母子保健法第二十一条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準等の取扱いを、所得要件の見直し(母子保健法第二十一条による養育医療の給付)に改めることを求める。	【支障事例】母子保健法第二十一条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準等の取扱いについては、所得要件の見直し(母子保健法第二十一条による養育医療の給付)に関する情報は特定個人情報として扱われていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確保。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第27号)第19条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条、第24条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月28日厚生労働省発注1025第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全自治体	大分県提案分	<p>支障事例</p> <p>養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準を所得額から市町村民税所得額とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。</p> <p>○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税証明書をとして、①確定申告の控(別紙)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出すると希望している。徴収基準額の基礎が所得額から市町村税所得額へ変更することになれば、①～②の書類が不十分な場合、住民の負担が増える。</p> <p>○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や給与振込簿の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続負担が大きい。書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の関係機関との連携と併せて市町村に徴収基準額の認定を定めて、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の見地である。</p> <p>○各市においても同様の事例が発生しており、事務負担による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市長報酬ではなく所得額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。</p>	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)	児童福祉法第二十一条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準等の取扱いを、所得額から市町村民税所得額に改めることを求める。	【支障事例】児童福祉法第二十一条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準等の取扱いについては、所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)に関する情報は特定個人情報として扱われていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確保。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第21条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月28日厚生労働省発注1025第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	<p>養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準を所得額から市町村民税所得額とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。</p> <p>○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の確保のためにも提案に同意する。</p>	
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)	(1)児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所措置費の対象となる児童の取扱いを、所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の秘密義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第12条(地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所措置費の対象となる児童の取扱いについては、所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)に関する情報は特定個人情報として扱われていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確保。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 児童福祉法(昭和40年法律第164号)第21条、第22条、第24条、第26条 児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担について(平成11年11月30日厚生労働省発注1025第3号厚生労働事務次官通知) 「障害児入所施設費等障害児入所施設費等国庫負担金」について(平成18年12月18日厚生労働省発注1025第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	<p>重積市</p> <p>①の提案内容については、現在措置されている費用負担への影響や、自治体における課税負担の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、②の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>②の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の認定は内閣府及び総務省が所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)	(1)児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所措置費の対象となる児童の取扱いを、所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第12条(地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の取扱いについては、所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条による療育の給付)に関する情報は特定個人情報として扱われていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確保。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 児童福祉法(昭和40年法律第164号)第21条、第22条、第24条、第26条 児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担について(平成11年11月30日厚生労働省発注1025第3号厚生労働事務次官通知) 「やむを得ない事由による措置」(障害児入所施設費等)を行った場合の取扱いについて(平成26年11月17日厚生労働省発注1117002号厚生労働省事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全自治体	大分県提案分	<p>ひたちなか市、熊本市、豊田市、伊丹市、宇野市</p> <p>○やむを得ない事由による措置の取扱いについては、自治体における課税負担の認定事務への影響や、自治体における課税負担の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、②の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>○やむを得ない事由による措置の取扱いについては、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の認定は内閣府及び総務省が所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	







